

不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令について

平成30年11月
経済産業政策局
知的財産政策室

今般、平成30年3月末までにWIP O国際事務局から通報のあった記章等について保護を図るべく、以下の国・国際機関の記章等について、不正競争防止法に基づく省令の改正（記章等の追加等）を行う。

	国の紋章等	根拠条文
1	カナダの紋章	第4条第1項第2号
2	サンマリノ共和国の紋章等	第4条第1項第2号
3	アフリカ知的所有権機関の標章	第4条第1項第3号
4	ポルトガル語圏諸国共同体の標章	第4条第1項第3号
5	欧州職業訓練財団の標章	第4条第1項第3号
6	欧州刑事警察機構の標章	第4条第1項第3号
7	欧州全地球航法衛星システム監督庁の標章	第4条第1項第3号
8	国際オリーブ油会議の標章	第4条第1項第3号